

# 浜松ホトニクス サプライチェーン 企業行動ガイドライン

版 番	A 版
発 行	2013 年 07 月 01 日
改 訂	2021 年 07 月 01 日

浜松ホトニクス株式会社

## - 目次 -

はじめに	1頁
第1部 行動規範	3頁
1. 法令遵守・国際規範の尊重	
2. 人権・労働	
3. 安全衛生	
4. 環境	
5. 公正取引・倫理	
6. 品質・安全性	
7. 情報セキュリティ	
8. 事業継続計画	
9. その他	
第2部 管理体制の構築の解説	9頁
A. マネジメントシステムの構築	
B. サプライヤーの管理	
C. 適切な輸出入管理	
D. 苦情処理メカニズムの整備	
E. 取り組み状況の開示	

## はじめに

近年、企業には、法令遵守などへの責任はもとより社会の一員として企業活動を通じて社会的責任を果たすこと、すなわち「企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)」に積極的に取り組んでいくことが重要とされています。

「CSRとは、一般的に、法令遵守、消費者保護、環境保護、労働、人権尊重、地域貢献など純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的取組」(経済産業省)と解されています。この責任を果たすことにより社会から信頼される企業となり持続的に企業価値が高まるとされています。

CSRは社会の大きな注目を集めるようになっており、業界を問わず多くの企業がCSRを推進しようとしています。今後も、企業の取り組みに対する社会的要請は強まっていくものと考えられます。

このような中、弊社といたしましても、社会的責任を率先して果たすため下記のような「CSR基本方針」を策定し社内に展開しております。

「CSR基本方針」は弊社ホームページでも公表しております。

### CSR基本方針

1. 企業倫理の徹底を図り、全社員が社会の一員として真に正しい行動をする企業風土を醸成する。
2. 光の人類未知未踏領域を追求し、新たな産業の創成を目指す。
3. 関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守する。
4. ステークホルダーに対して適時適切に正確な情報を開示する。
5. 高品質かつ安全な製品・サービスを提供し、光科学技術を通して社会、人類に貢献する。
6. 事業活動によって影響を与える人々に配慮し、人権を尊重する。
7. 社員を尊重し、能力開発を支援し、働きやすく安全な職場環境を提供する。
8. 環境に配慮し、健全で持続可能な事業活動を展開する。
9. 公正な取引を行い、情報を適切に管理し、不正アクセス、情報漏洩、不正使用等を防止する。
10. 社会の一員として社会貢献活動を展開する。

また、CSRは、弊社グループとしての取り組みのみならず、サプライチェーン全体における推進が求められております。お取引先様におかれましても、弊社におけるCSRについてご理解いただくとともに、弊社の取り組みに格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上のように、全てのお取引先様とともに、CSR をより一層推進させていただくため、お取引先様との相互理解をより深め、お取引先様の CSR 活動のご参考となるべく、「浜松ホトニクス サプライチェーン企業行動ガイドライン」を作成いたしました。これは2013年に発行した「浜松ホトニクス サプライチェーン CSR 推進ガイドブック」に変わる位置付けとなり、第2版としております。各項目において要求されております事項は、弊社グループとして、お取引先様におかれましても、取り組みをお願いしたい事項でございます。

お取引先様におかれましては、このガイドラインを参考にして、積極的な CSR 活動を推進していただくようお願い申し上げます。

## 第1部 行動規範

### 1. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際行動規範を尊重する必要があります。

### 2. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

#### (2-1) 強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いることはできません。

また、企業はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

#### (2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の若年労働者を夜勤（深夜勤）、残業および健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

#### (2-3) 労働時間の管理

企業は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を考慮した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

#### (2-4) 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守する必要があります。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望まれます。

#### (2-5) 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。

#### (2-6) 差別の禁止

企業は、差別およびハラスメントを行ってはなりません。

また、労働者からの宗教上の慣習に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する必要があります。

### (2-7) 結社の自由、団体交渉権

企業は、現地の法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

## 3. 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ISO45001 や ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

### (3-1) 労働安全

企業は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する必要があります。

特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要です。

### (3-2) 緊急時への備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

### (3-3) 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

### (3-4) 労働衛生

企業は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

### (3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。

### (3-6) 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

### (3-7) 施設の安全衛生

企業は、労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する必要があります。

また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

### (3-8) 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。  
また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

### (3-9) 労働者の健康管理

企業は、全ての従業員に対し、心身ともに適切な健康管理を行う必要があります。

## 4. 環境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

### (4-1) 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

### (4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

### (4-3) 大気への排出

企業は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

### (4-4) 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。

あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

### (4-5) 資源の有効活用と廃棄物管理

企業は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）を推進し、資源の有効活用を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

#### (4-6) 化学物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

#### (4-7) 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守する必要があります。

### 5. 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

#### (5-1) 腐敗防止

企業は、あらゆる種類の贈収賄、過度な贈答・接待、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

#### (5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

#### (5-3) 適切な情報開示

企業は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。

記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

#### (5-4) 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

#### (5-5) 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。また、企業活動のすべての場面において反社会的勢力を排除しなければなりません。

#### (5-6) 通報者の保護

不正行為を予防するための仕組みとして通報窓口を設置する必要があります。この際、企業は、通報に係る情報に関する機密性、並びに通報者の匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。



### (5-7) 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、および金などの鉱物が、紛争地域および高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。

## 6. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

### (6-1) 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

### (6-2) 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

### (6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

## 7. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

### (7-1) サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

### (7-2) 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

### (7-3) 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護する必要があります。

## 8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

### (8-1) 事業継続計画の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

## 9. その他

### (9-1) 社会・地域への貢献

企業は、社会の一員として、国際社会・地域社会の発展に貢献する取り組みを行う必要があります。

## 第 2 部 管理体制の構築

### A マネジメントシステムの構築

企業は、第 1 部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する必要があります。

### B サプライヤーの管理

企業は、第 1 部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する必要があります。

### C 適切な輸出入管理

企業は、法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸入手続きを行う必要があります。

### D 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を予防するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する必要があります。

### E 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う必要があります。

## 浜松ホトニクス株式会社

(作成：調達本部)

### 【お問い合わせ先】

浜松ホトニクス株式会社 調達本部  
〒430-8587 静岡県浜松市中央区砂山町 325-6  
日本生命浜松駅前ビル  
E-mail: [hq\\_procurement@hpk.co.jp](mailto:hq_procurement@hpk.co.jp)